

石川県都市公園指定管理者仕様書

(健民海浜公園)

石川県土木部

令和4年8月

健民海浜公園指定管理者仕様書

本仕様書は健民海浜公園（以下（「公園」という。）の指定管理者の業務内容及び管理基準等について定めることを目的とする。

1 公園概要

(1) 公園概要

公園名	健民海浜公園	公園種別	広域公園
所在地	金沢市普正寺町、佐奇森町ほか	開設面積	47.1ヘクタール
当初開設日	昭和46年7月7日	最終開設日	平成16年3月5日
公園の特徴等	<p>本公園は、保安林として育成されたクロマツの美しい森林と日本海に向かって開けた海浜、そしてゆったりと流れる犀川の水面を背に持つ金沢市の西方、犀川河口の砂丘地に位置しています。</p> <p>中心となる施設として、広大な海浜の中に徒渉プール、せせらぎプールのほか、流水プール、スライダープールなど9種類の多様なプールが設けられており、子供から大人まで広く県民に親しまれています。</p> <p>また、多目的に利用できる運動広場やボート大池があるほか、クロマツ、エノキ、アカシアなどの海浜樹林の中には遊歩道が巡らされており、野鳥や植物の自然観察と静かな散策を楽しむことができます。</p>		
主な管理施設	プール、運動広場、ボート大池、野鳥観察園路、駐車場、休憩所、レストハウス		
管理区域	別図のとおり	開園時間	通年
指定管理者以外の者が管理する公園施設	なし		
公園利用者数	令和元年度 152,690人 令和2年度 101,515人 令和3年度 63,985人		

(2) 有料施設

有料施設の名称	施設概要	施設利用者数	利用日	条例規定 (R1.10~) (指定管理者利用料金)		利用時間
プール	敷地 20,700 m ² プール 9 面 (水面積 5,530 m ²)	R1 85,012 人 R2 45,855 人 R3 23,586 人	7月1日から 8月31日まで (R3年度 7月1日から 7月30日まで)	18歳以上	640円 (640円)	午前9時から 午後6時まで
				16歳以上18歳未満の者 (勤労青少年)	420円 (300円)	
				13歳以上16歳未満の者	320円 (300円)	
				4歳以上13歳未満の者 (身体障害者等)	210円 (200円)	
ボート	14隻	R1 604隻 R2 656隻 R3 246隻	4月29日から6月30日まで及び9月1日から10月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	一隻 20分	320円 (300円)	午前9時から 午後5時まで
			7月1日から 8月31日まで			午前9時から 午後6時まで
駐車場	敷地 28,100 m ² 駐車台数 1,500台	R1 23,128台 R2 13,692台 R3 6,647台	1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日まで	(本期間は 無料)		午前9時から 午後5時まで
			7月1日から 8月31日まで	バス	850円 (800円)	午前9時から 午後6時まで
				バスを除く 四輪自動車、 三輪自動車	420円 (400円)	
				二輪自動車、 原動機付自 転車	160円 (150円)	

(3) 有料施設の利用料金と収入の実績

有料施設	条例規定 (R1. 10～) (指定管理者利用料金)		R 1		R 2		R 3	
			利用者	収入額	利用者	収入額	利用者	収入額
プール	18 歳以上	640 円 (640 円)	33,747 人	30,599,386 円	19,812 人	18,114,790 円	9,561 人	9,097,540 円
	16 歳以上 18 歳未満の者 (勤労青少年)	420 円 (300 円)	1,887 人		723 人		255 人	
	13 歳以上 16 歳未満の者	320 円 (300 円)	5,360 人		2,715 人		2,107 人	
	4 歳以上 13 歳未満の者 (身体障害者等)	210 円 (200 円)	27,007 人		22,033 人		11,241 人	
駐車場	バス	850 円 (800 円)	15 台	12,000 円	4 台	3,200 円	9 台	7,200 円
	バスを除く 四輪自動車、 三輪自動車	420 円 (400 円)	23,097 台	9,238,800 円	13,672 台	5,468,800 円	6,630 台	2,652,000 円
	二輪自動車、 原動機付自 転車	160 円 (150 円)	16 台	2,400 円	16 台	2,400 円	8 台	1,200 円
ボート	一隻 20 分	320 円 (300 円)	604 回	181,200 円	656 回	196,800 円	246 回	73,800 円

(4) その他公園施設の概要

- ・管理事務所：木造平屋建て A=165.52 m²
指定管理者は、本建物を公園管理や利用者へのサービス拠点及び利用者への情報発信地として適正に運営する。
- ・レストハウス：鉄筋コンクリート造り A=540 m²
(更衣室、シャワー室、レストラン)
- ・料金徴収所 1 棟
- ・プール 9 面
- ・倉庫 1 棟
- ・便所 4 棟
- ・ボート小屋 1 棟
- ・機械室、ポンプ室 4 棟
- ・園路 3,340m
- ・簡易野球場 2 面 (プール営業中は駐車場)
- ・多目的グラウンド 1 面
- ・ソフトボール場 1 面 (プール営業中は駐車場)
- ・駐車場 11,950 m² (4 箇所)
- ・遊戯施設 1 式
- ・プールテント 10 箇所
- ・休憩所 1 棟
- ・四阿 1 棟
- ・その他、管理施設、休養施設等 1 式

(5) 管理料

51,494千円(単年度)

2 管理の方針

(1) 基本方針

管理にあたっては、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを公園利用者に提供するとともに、管理経費の節減に努めること。

また、公園は県民のレクリエーション活動や散策など憩いの場所として親しまれているため、様々な利用者や近隣住民の声を大切にしながら、公園ごとの特性に合わせた管理運営を行うこと。

(2) 維持管理方針

①園地や植栽管理(植込地、芝生、樹木、草地、花壇等)については、利用者の快適性や安全性の向上を考慮するとともに、各植栽の特性を把握し適正に生育するよう必要な管理を行う。

②プール施設や設備については、各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、公園利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適正な管理と保守点検を行うものとする。

③野鳥の森周辺では、野鳥や海浜自然植生の保全に努めるとともに、野鳥観察等利用者の便益に十分に配慮すること。

(3) 運営方針

県民の多様なニーズに応えるため、常に公園利用者の声を聴取し、運営に反映させるものとする。

プールなどの利用の活性化を図るため、積極的に利活用推進のための取組みを実施するとともに、運営において、県民参加の実現と諸活動の育成・支援に努めるものとする。

自主事業の展開については、プール営業時に軽飲食店、売店(自動販売機)を設置しサービス向上に努めものとする。(使用料については、石川県都市公園条例第10条により徴収する。)

また、プール営業のほか、野鳥の森を活用した運営に努めるものとする。

(4) 管理体制の確立

公園を適正に管理するため、業務の内容に応じて必要な職員、専門技術者、作業員等を適宜配置すること。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

なお、業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者又は管理事務所長を配置し、執行にあたること。

(1) 都市公園を利用する者に対する利便の提供に関する業務

①公園施設の使用受付、案内又は規制誘導に関すること

②来園者や各種問い合わせ等に対する情報提供

③迷子、落とし物の連絡、保管等

④物品、備品等の貸し出し

⑤その他、利用者に対するサービス提供

(2) 都市公園の利用の促進に関する業務

- ①自主事業の実施
公園の利用促進を図るため、指定管理者主催の各種事業を企画し、実施することができる。なお、自主事業は公園の設置目的に合致し、業務を妨げない範囲において、自己の責任により実施すること。
また、自主事業の実施にあたっては、事業計画書等により事前に県の承認を受けること。
- ②周辺地域、関係機関との連携・協働の推進
- ③公園利用の普及、啓発又はPR活動
- ④利用者アンケートの実施及びアンケート結果の管理への反映

(3) 公園施設の使用料の徴収に関すること

- ①有料施設の使用の許可等に関する業務
- ②都市公園条例第10条の4及び10条の5で規定する基準額に基づく有料施設の使用料の設定
- ③利用予約受付及び予約状況管理
- ④使用料の徴収(有料施設の使用料は指定管理者の収入とします。)
- ⑤使用料金について、これまで一定の基準で減免しているものについては、徴収しないこと。
また、プレミアムパスポート事業に該当する者の使用料は減免する。
なお、県が示す健民海浜公園の管理料には、本事業によって減免される予定額を含んでいる。
*プレミアムパスポート事業：「11 留意事項」を参照

(4) 都市公園の施設、設備、備品及び植栽の維持管理及び修繕に関する業務

公園の施設、設備、備品及び植栽は、適正な利用に供するよう常に日常的な保守点検を行い、正常な保持育成に努めるものとする。
業務の内容及び標準仕様等は、別紙1を参考に管理にあたるものとする。
ただし、これに記載のない事項については、別途県と協議する。

(5) その他、健民海浜公園の管理に関し、知事が必要と認める業務

- ①プール開設準備業務
各年度のはじめに県と締結する協定書に基づき、プールのオープン(7月1日)までに、開園準備に必要な業務を実施する。
- ②グラウンドの利用予約受付業務に係る石川県施設利用予約システムの運営
- ③占用、行為許可等にもなう現地における連絡調整
- ④緊急時体制の確立。気象警報、注意報に対応した「気象災害対応マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を作成し、管理すること。
- ⑤上記業務に伴う管理簿の作成
- ⑥公園に関する要望及び苦情に対しては、誠意を持って対応するとともに、速やかに内容を県に報告すること。

4 指定管理者の業務から除く範囲

第三者が管理する公園施設の管理許可施設、設置許可施設、又は占用物件がある場合については、その管理は指定管理者の業務から除くものとする。

5 備品管理

- (1) 指定管理者に貸与する備品は別紙2のとおりとする。その管理にあたっては、常に整理整頓し、適切な維持管理に努めること。
- (2) 指定管理者は、備品等の管理を行うための台帳を整備し、必要な事項を記載しなければならない。

(3)公園外への備品の貸し出しは禁止する。ただし、県の承認を得た場合はこの限りでない。

6 業務の引継

(1)指定期間の終了後又は取消しにより石川県又は次の指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、公園の管理に支障が生じないよう十分な配慮を行うこと。

(2)新たに指定管理者となる団体については、令和5年4月1日から円滑に業務が行われるよう、業務引き継ぎを行い、事前に職員に対する研修を実施するなど、運営管理に混乱を招かないよう最大限配慮すること。

7 事業計画書の作成と提出

指定管理者は、毎年度別途県が指示する期日までに、次に掲げる内容を記載した事業計画書を県に提出すること。

- ①管理運営体制
- ②公園における事業計画
- ③公園における公園施設、緑地等年間管理計画
- ④公園管理業務に係る当該年度の収支予算案
- ⑤施設の利活用等に関する数値目標
- ⑥その他知事が必要と認める事項

8 事業報告等の作成と提出

(1)指定管理者は会計年度終了後、都市公園の管理の業務に関し事業報告書を作成し、別途指定する期日までに県に提出すること。

(2)事業報告書の内容は次のとおりとする。

- ①管理運営体制
- ②実施した事業内容、時期及び成果
- ③利用実績及び分析
- ④管理運営に要した経費の総額及び内訳
- ⑤その他、管理運営に関し石川県が必要と認める事項

(3)指定管理者は、毎月終了後5日以内に次の事項に関し県に報告すること。

- ①各月の利用状況、利用者数
- ②利用者の苦情処理数、内容及び要望等
- ③小修繕、応急処置等の実施状況

(4)指定管理者は、管理運営及び経理状況並びに植物、施設の管理記録簿等を常に記録・整理すること。

(5)石川県は、指定管理者に対してその管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し又は必要な指示をすることができる。

9 指定の取消し等

(1)石川県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続できないと認めるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により当該指定管理者として相応しくないとき認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(2)上記により指定の取り消し等を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

10 個人情報の保護義務

指定管理者が、都市公園の管理上知り得た個人情報の取り扱いについては、石川県個人情報保護条例に基づき適正に管理すること。

11 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、石川県と指定管理者が協議して定めるものとする。

12 留意事項

(1)県は必要があれば指定管理者の管理状況の調査を行い、指導又は管理方法の是正を指示することができるものとする。

(2)県からの要請への協力

①石川県から、公園の管理並びに公園の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

②その他、石川県が実施又は要請する事業への支援、協力又は事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。

・指定管理者の管理の期間中に県が実施する事業

「プレミアムパスポート事業」

子育てを社会全体で支える子育て支援事業で、妊娠中の子を含めて2人以上の子どものいる石川県の世帯に、公の施設の利用料金の割引の特典を与えるもの。

健民海浜公園のプール利用においては、「プレミアムパスポート（3子以上）」を持参する者が、家族で利用（親同伴）する場合、18歳未満の子どもの利用料金を減免するものとする。

(3)指定管理者が施設のホームページを独自に作成（新規開設）及び変更する場合は、掲載内容について事前に県の確認をとること。また、作成したホームページに管理者名を必ず明記しておくこと。

(4)公園の管理の全般にあたって、必要な関係機関と十分な連絡調整を図ること。

公園の施設、設備及び緑地等の維持管理基準

■ 健民海浜公園 (全体施設)

業務区分	対象施設、項目等	業務内容	標準仕様	業務の目安	備考
清掃	幹線園路: 1, 544m 遊歩道: 1, 800m 多目的広場: 5, 850㎡ 駐車場: 11, 950㎡ など、園内主要箇所 ΣA=5ha	落ち葉、ゴミ等の清掃		適宜 (プール、ボートの営業期間中は、同施設周辺箇所を中心に毎日1回)	プール、ボートの営業期間中及び台風や強風の前後は巡視、点検を入念に実施
	排水施設	排水樹 側溝清掃		年2回	
	便所: 3箇所 屋外 2 管理事務所 1 四阿: 1棟	床、便器、洗面台、手洗場等の洗浄清掃及び消耗品補充		1回/日	プール営業期間中は必要に応じて清掃回数を増やし、快適な利用を提供
	※プール区域内の便所を除く	壁面、窓ガラス、天井、外壁等の清掃		適宜	プール営業中は駐車場として利用
	簡易野球場 ソフトボール場	落ち葉、ゴミ等の清掃			
	多目的広場				
	大池	浮遊ゴミ等の除去、ボート乗り場及び護岸周辺の清掃			
公園施設維持管理	園路	舗装面、縁石等の破損箇所、路面状況等点検	利用に支障がある場合は小修繕	適宜	
	駐車場 4箇所 11, 950㎡				
	排水施設	排水樹、側溝等の破損箇所点検	機能に支障をきたす場合は小修繕		
	ベンチ: 15基 野外卓: 5基 縁台: 7基	利用に際しての不具合点検	利用に支障がある場合は小修繕		
	飲用水栓(4箇所)	器具の破損、漏水、水圧不足等の不具合点検	バルブ調整、応急処置等の適切な対応		
	大池	A=11, 000㎡	整備点検		
	時計台(2基)	動作不良等の不具合点検	時刻合わせ等の適切な対応		
運動施設等維持管理	簡易野球場 (A=11, 200㎡)	バックネットの破損状況、クレイ面の不陸、小石の混入、雑草の繁茂状況等点検	利用に支障がある場合は小修繕、除草、舗装材補充等の実施	適宜 (全面的な不陸整正は年2回、除草は年3回)	プール営業中は駐車場として利用
	ソフトボール場 (A=4, 950㎡)				
	多目的広場 (A=5, 850㎡)	芝生管理 A=2, 000㎡			

設備等維持管理	電気設備	自家用電気工作物保安点検	法定点検	月1回	
	井水受水槽	受水槽内部清掃		年1回	6月中
	大池循環ポンプ	動作等設備点検	手動により稼働	毎日(7~8月)	ポート営業期間中
	井水ポンプ(大池補給水)				
	消防設備	火災報知器等	法定点検	年2回	プール開設前,12月
	園路灯(11基)	器具の破損、球切れ等の不具合点検	電球交換等の適切な対応	適宜	
	散水栓	漏水、水圧不足等の不具合点検	バルブ調整等		
	案内板、標識等	汚れや破損、剥離、表示内容の消え等点検	利用に支障がある場合は小修繕		
植栽等維持管理	樹木施肥	中高木 生垣	N=35本 L=500m	年1回	
	樹木剪定	中高木 低木 低木寄植 生垣	N=15本(中高木) N=20本(低木) A=3㎡(低木寄植) L=500m(生垣)	年1回(中高木、低木) 年2回(低木寄植、生垣)	枝の伸長や花芽の分化等を考慮し、適切な時期に実施する
	病虫害防除	巡回目視・点検	原則捕殺による駆除。 農薬の使用は、やむを得ない場合に限る。 (薬剤散布時は告知等の対応)	適宜	
	雪吊り	中高木 低木寄植	N=15本(中高木) A=3㎡(低木寄植)	降雪前に設置 3月中に撤去	降雪状況に応じて適宜点検、補修
	芝生管理 (多目的広場、大池入口付近など)	刈り込み、清掃	ロータリーモア、スイパー等 A=24a	年5回	刈芝は適切に処分する
		施肥	A=24a	年2回	
		除草	A=10a	年3回以上	
	園内除草(機械)	園地、広場、植栽地等 肩掛式刈り払い機等 A=250a	刈草した雑草は適切に処分		
	花壇管理	床拵え、苗植え付け、施肥	A=100㎡		春1回、プール開設期間中2回 灌水は適宜実施
	藤棚手入れ	剪定等	A=12㎡	年2回	
枯損木、枯損枝処理	松林など園内一円	一式	適宜		

遊戯施設維持管理	遊具点検	複合遊具:1基	安全利用のため、動作異常、危険箇所等の有無、周囲の状況等確認、点検(日常点検)	毎日の点検(1回/日):巡回時に目視、触診等で確認 日常点検(月1回以上):「遊具の日常点検マニュアル」による点検 定期点検(年1回以上):専門技術者による点検	
	ボート	14隻 利用受付、利用者への安全指導、監視等	専門家による定期点検	1回/日 (ボート営業期間)	
管理施設維持管理	管理事務所	美化、清掃及び火災、盗難防止に努め、適切な維持管理を行う。			
	倉庫				
	門	1箇所	開門(8:30)及び閉門(18:00)管理を行う	毎日	
廃棄物処理	分別処理	一般廃棄物、不燃性廃棄物の分別収集、廃棄	缶、瓶、ペットボトル等の資源廃棄物はリサイクルを実施	1回/日 (処分量に応じて適宜)	
警備	園内	巡視パトロール		適宜	
除雪	園路除雪	入口から管理事務所間 L=600m	機械除雪	積雪15cm以上で実施	
建築物点検	レストハウス	建築基準法に基づく建築物の定期点検	一級・二級建築士等による点検	敷地及び構造(3年毎) 建築設備(1年毎)	

【その他】

(危険箇所の点検)

立入禁止箇所や転落危険箇所等の危険箇所の抽出を行い、日常点検とは別に1回/月の頻度で適切な立入禁止措置が講じられているか点検を行うこと。

(公園施設の定期点検)

破壊・損傷が利用者の事故につながる恐れのある公園施設については、日常点検とは別に1回/年の頻度で施設の破損、腐食、ボルトのゆるみ等を確認する定期点検を行い、点検結果や写真、修繕記録を保存すること。点検対象施設については、県央土木総合事務所と協議のうえ決定すること。

(遊具、自家用電気工作物、消防設備、建築基準法に基づく定期点検対象の建築物等の法定点検を実施している場合は除く)

■健民海浜公園（プール施設7～8月）

業務区分	対象施設、項目等	業務内容	標準仕様	業務の目安	備考
清掃	便所:3箇所	床、便器、洗面台、手洗場等の洗浄清掃及び消耗品補充	洗剤、スポンジ、デッキブラシ等による人力清掃	1回/日	必要に応じて清掃回数を増やし、快適な利用を提供
		壁面、窓ガラス、天井、外壁等の清掃	はたきがけ、水洗浄等適切な方法	適宜	
	プールエリア: 20,758㎡ レストハウス: 592㎡	プールサイド、スライダー階段、更衣室、シャワー室等の清掃、ゴミ収集 レストハウスの運営による飲食等サービスの提供	デッキブラシ、モップ、帚、水洗浄等適切な方法による清掃	プール営業期間中 1回以上/日	必要に応じて清掃回数を増やし、快適な利用を提供
公園施設維持管理	臨時駐車場 2箇所 16,150㎡	臨時駐車面の不陸等の状況を点検 駐車ラインの設置 利用料金の徴収、駐車誘導(プール開設期間)	利用に支障がある場合は小修繕等 混雑時は適宜駐車場の整理、誘導	適宜 (駐車ラインはプールのオープン前に設置) 料金徴収は毎日	
	プールテント	破損等利用に際しての不具合点検	利用に支障がある場合は小修繕等	適宜	
設備等維持管理	ろ過設備点検、運転	プールのろ過機械設備の点検、運転、ろ過材取替、水質管理		設備点検:毎日 水質検査:3回/日	営業期間の前後数日を含む
	ポンプ、温水ボイラー、滅菌器設備	動作等設備点検		年1回	6月中
	ウェーブボール	取り付け、撤去、収納			
	その他プール設備	設備補修等	真空ポンプ電磁弁取替、圧力計・流量計取替など		開設前
遊戯施設維持管理	プール施設	ウォータースライダー、スライダー点検	定期検査(法定点検)	年1回	6月中
		テント取付、取外し		年1回	6月下旬取付 9月上旬取外し、収納
		プール塗装	幼児滑り台、スライダープール等8箇所		プール開設前
		プール施設修繕	擁壁亀裂補修、プールサイド滑り止めなど		

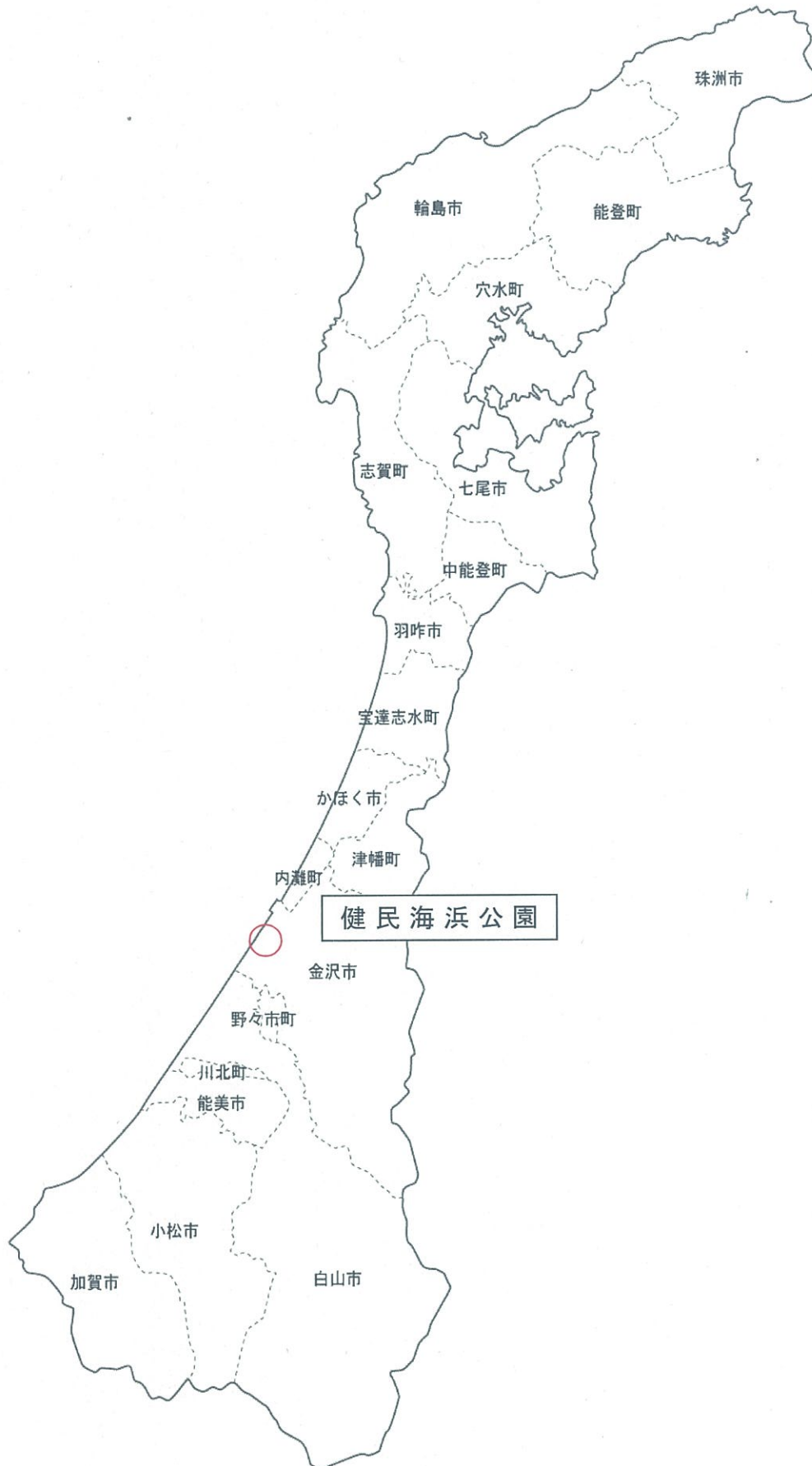
管理施設維持管理	料金徴収所	駐車場の料金徴収		毎日 (プール開設期間)	
	門	1箇所	開門(8:30)及び閉門(19:00)管理		
警備	プール監視	監視員(16~26名)を配置し利用者の安全確保、利用指導、事故防止、救助	監視員の内、1名は救助員資格者を配置	毎日 (プール開設期間及び前後1日)	
	夜間警備	警備員2名を常駐させ、火災及び盗難防止、不法侵入者の排除等			
その他	プール救護対策	看護師1~2名の配置(土、日、祝日は2名)	看護師の常駐時間 9:00~18:00	プール営業期間中 毎日	
	プールサイド除草	機械及び人力	一式	プール開設期間中 適宜	
	プール感染症対策	プール利用者の検温、消毒、連絡先記録等		プール開設期間中 適宜	

健民海浜備品一覧表

区分	品名	規格・構造等	数量	備考
公園管理のための備品	芝刈機	バロネスGM530	1	
	動力噴霧器	丸山製タンク300L	1	
		ゼノアエンジンプロアEB-4300	1	
	ポンプ	ロビンTED2-50R	1	
	発電機	新ダイワEG2400-SB	1	
	電動丸のこ	マキタ5800NB-A	1	
		日立C7B-1	1	
	自動券売機	芝浦KB155NN-Z(前面操作)	1	
芝浦KKA-3(背面操作)		2		
小型貨物自動車	日産GA-VY30 石川46な4494	1		
公園管理事務所の中の備品	椅子	事務椅子	3	
		事務椅子	1	
		事務椅子	5	
	テーブル	片袖机	3	
		両袖机	1	
		片袖机	3	
		片袖机	2	
		両袖机	1	
		両袖机	1	
		無袖机	1	
		袖机	3	
	ロッカー	ITO1人用	1	
		ナイキ1人用	1	
		ウチダ1人用	1	
	冷蔵庫	富士通KR-272C	1	
	ルームエアコン	日立RAS-406AD1	1	
		日立RAS-806AD1	1	
	石油ファンヒーター	コロナGH-F850	1	
	アンプ	ユニペクスFX-30R	1	
		パナソニックWA-930ディスクシステム共	1	
施設利用予約システム	パソコン プリンター	1		

区分	品名	規格・構造等	数量	備考
その他貸出品	電動丸のこ	リョービ W19DA	1	
	撒粒機	みのる	2	
	ロッカー	ITO 12人用	3	
	ロッカー	ライオン NO73N 3人用	3	
	カラーテレビ	松下TH21FR2	1	
	金庫		1	

健民海浜公園位置図



公園位置図



健民海浜公園

金沢港

白石港

北郷公園

吉成町

五輪運動場

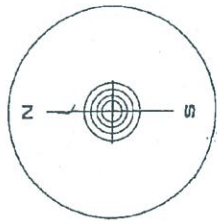
市民運動公園

南部丘陵公園地区

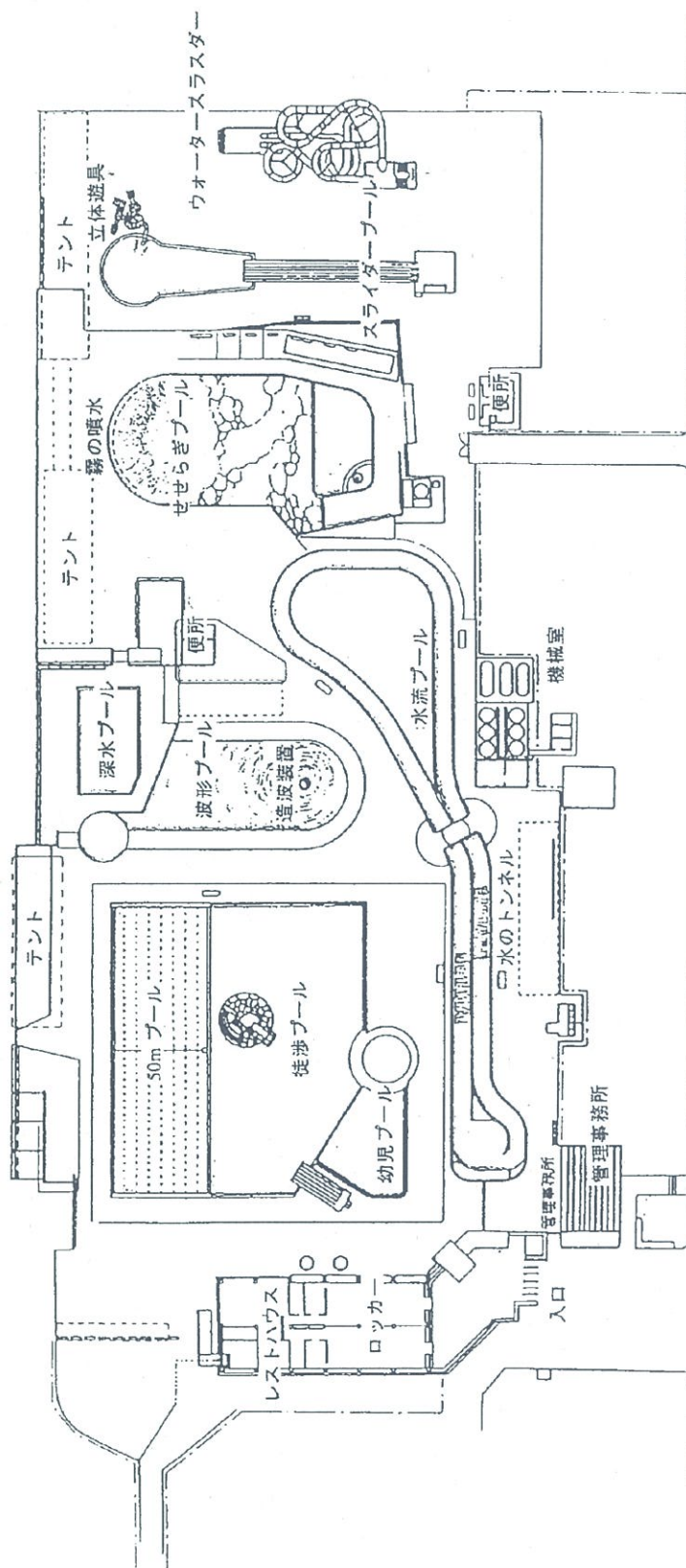
蓮花町

健民海浜公園管理

管理面積 47.1 ha



健民海浜公園プール平面図



管理事務所 平面図

